



入場無料

～ 福祉の心 集う ～

ふれあい広場くりやま

ふれあい広場くりやまは、福祉・ボランティア団体などによる出店（飲食コーナーほか）や会場全店共通の割引券がもらえる福祉体験スタンプラリーを行います。また、「くりやまギフトカード（1万円2本）」やくりやま手打ちそば愛好会から無償提供される「そば券10本」などの景品を約80点用意する「ふれあい大抽選会」を行います。ご家族揃ってご来場ください。

日時 **11月6日**
9:00～14:30

場所 カルチャープラザ「Eki」

【実施団体】
2016 ふれあい広場くりやま実行委員会
【主催・問い合わせ】
町社会福祉協議会 ☎ 72-1322

◆日程

9:00～ 社会福祉貢献者表彰式
10:00～ 栗山いちい保育園お遊戯
10:30～ 子どもマジック（櫻井耕作くん）
11:00～ オカリナとトンコリ演奏
（ロンリー田中 and 早坂）
13:00～ 札幌レイナニ・フラ・サークル
13:30～ ふれあい大抽選会

◆抽選券

受付で先着順に1,000枚無料配布します。

◆福祉体験スタンプラリー（9:00～12:00）

スタンプカードは受付で配布。スタンプ3個以上で割引券（全店共通）になります。

◆献血車来訪（10:00～14:00）

献血するとボックスティッシュ5箱とサラダ油、キッチンペーパーがもらえます。

皆さんの声を市政に まちづくり懇談会

【問い合わせ】
町総務課広報・防災・情報グループ
☎ 73-7501

“ふるさと栗山”の現在のことや未来のことなど、町民皆さんと身近に語り合う「まちづくり懇談会」を下記の日程で開催します。
多くの町民皆さんの参加をお待ちしています。

■まちづくり懇談会開催日程

月 日	時 間	場 所
11月25日金	18:30～	南部公民館
11月28日月		カルチャープラザ「Eki」
11月29日火		農村環境改善センター



■あなたの声を しっかりキャッチ！
1枚のはがきが 明日のくりやまを変える！

くりやま キャッチボイス

【問い合わせ】 町総務課 広報・防災・情報グループ ☎ 73-7501



要望 障がい者用トイレを使いやすくしてほしい
私は障害者2級をもつ者です。月に1回くらいの割合で利用しています。障がい者用トイレの使い勝手が悪いと思います。電気がついていないし水の流れが悪いのももう少し使いやすいようにできないでしょうか。また、便座はどうして普通ではないのですか？（50代男性）

回答 電気が入る時に点灯する仕組みを検討
カルチャープラザ「Eki」には1階と2階に多目的トイレを設置しています。電気の点灯は、ご指摘のとおり、点灯していない時もありましたので、今後、入る時に電気が点灯する仕組みを検討します。

水の流れは、今年の3月23日に部品の交換修繕を行っており、良くなっています。

便座は、建設当時、ユニバーサルデザイン（誰もが利用できる設計）の考えを取り入れた多様な利用者に配慮したトイレとして設置しました。特に、車いすの方がスムーズに移動ができる高さや手すりなど、人によさしいトイレとして設置した便座となっていますのでご理解をお願いします。

要望 防犯灯の意義を確認し、周知をお願いしたい
夜11時ころ、自転車で南通りを運転中、防犯灯が点灯されているはずでしたが、点灯されておらず歩道上での運転は無理と感じ車道で自転車の運転に集中。もちろん自転車の灯火は薄暗く（乾電池式）自転車の運転は不便に感じました。

全灯が点灯されておらず、例えば1点おきに消すのなら良いのですが、もちろん町内会側としては防犯灯の電気代は町内会持ちではありませんが、防犯上はどうなのでしょう。各町内会の事情もあるようですが、防犯灯の意義を再度確認し、周知をお願いします。（60代男性）

回答 現地の状態を確認し検討
道路に設置されている街路灯は、各町内会と協議の上、間引き消灯を実施しています。

しかし、防犯上や交通安全上、消灯が好ましくない箇所は、町内会を通して申し出していただきたいと思っています。

また、現地の状態を確認し検討をしていきたいと思っています。

皆さんからのご意見お待ちしております！

①広報折り込みの専用はがきで！

2カ月に一度、広報に折り込まれる専用はがきを切り取って、必要事項を記入してポストに投函。（切手不要）



②FAXで！

はがきをそのまま、またはお好きな用紙に必要な事項を記入して、「72-3179」に送信。



③ホームページ専用フォームで！

下記アドレスから
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=SfQnm4ig>
または町ホームページトップ画面の注目情報（画面右側）から専用フォームにアクセス。

平成28年度 除雪サービス事業の申請を受け付けます

申込締切
11月11日(金)

サービス内容	自宅周辺で自らが行えない範囲の除雪や排雪、屋根の雪下ろしに対する費用を助成
助成額	除雪などにかかる費用の7割(生活保護世帯は9割)相当を助成 ※限度額があります。



次の対象世帯であれば、冬期間の除雪業者へお願いする除雪費用の一部助成を受けることができます。

【対象】

- ①平成28年度の町民税非課税の世帯
- ②町税などの滞納がない世帯
- ③同一町内会、自治会に65歳未満の子がいない世帯
- ④町内会、自治会単位(団地単位含む)などで共同負担により、除雪を行っていない世帯

※①から④の全てに該当し、下表のいずれかの対象世帯であれば費用の助成を受けられます。

事業名	対象世帯
高齢者除雪サービス事業 【申込先・問い合わせ】 町保健福祉課 高齢者・介護グループ ☎ 73 - 7507	◎次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が69歳以上の世帯 ②世帯全員が要支援または要介護認定を受けている世帯 ③「69歳以上」または「要支援・要介護の認定者」の方と「上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい(1・2級)のある方」のみの世帯
障がい者除雪サービス事業 【申込先・問い合わせ】 町保健福祉課 福祉・子育てグループ ☎ 73 - 2222	◎次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい(1・2級)のある50歳以上の方のみの世帯 ②生活保護を受給し、上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい(1・2級)のある一人暮らしの世帯

平成29年度 町補助金の要望を受け付けます

町では、まちづくりや町民の福祉向上などの活動に対し、補助金を交付しています。

平成29年度の補助金要望額を把握するため、次のとおり調査を実施しますので、補助金を要望される団体は、期日までに手続きをお願いします。

※町補助金の正式な交付申請は、本要望調査を受け、来年度に受け付けます。

金の要望額を報告
※新規事業の実施などにより補助金を増額要望する場合は、次の書類が必要になります。

●提出書類
事業計画書など、増額する理由がわかる書類

【提出・報告方法】

①新規に交付を要望する団体
詳しい町補助金の申請資格や補助対象事業などの問い合わせも含め、町経営企画課行政経営グループまで連絡

●提出書類
事業計画書、予算書(案)、収支決算書、役員名簿など

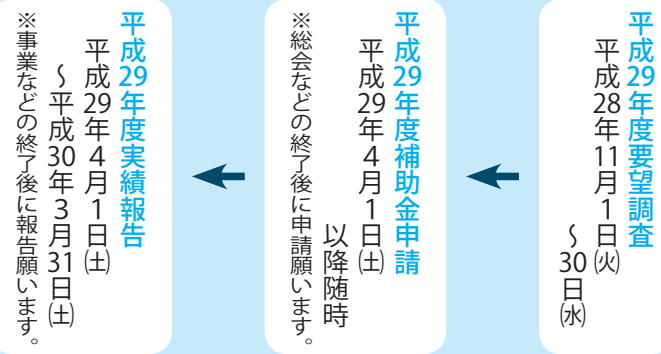
②本年度に引き続き交付を要望する団体
町担当課からの連絡を受けた後、来年度の事業計画などを取りまとめ、各担当課に補助

【提出・報告期間】

11月1日(火)～30日(水)
午前8時半～午後5時15分
※土・日曜日および祝日は除きます。

【問い合わせ】
町経営企画課
行政経営グループ
☎ 7503

町補助金申請の流れ



提出・報告締切
11月30日(水)



町では、まちづくりや町民の福祉向上などの活動に対し、補助金を交付しています。

平成29年度の補助金要望額を把握するため、次のとおり調査を実施しますので、補助金を要望される団体は、期日までに手続きをお願いします。

※町補助金の正式な交付申請は、本要望調査を受け、来年度に受け付けます。

